**平成２５年（フ）第４４号**
島根県出雲市高岡町206番地13
債務者　横木　芳枝
1　決定年月日時　平成25年９月24日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月11日まで
松江地方裁判所出雲支部
**平成２５年（フ）第１１５号**
松江市八束町波入313番地３
債務者　柏木　満美
1　決定年月日時　平成25年９月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月12日まで
松江地方裁判所民事部
**平成２５年（フ）第１５６号**
愛知県豊田市美里５丁目20番地８　サンシティ成田203号
債務者　鈴木　雅登
1　決定年月日時　平成25年９月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月13日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係
**平成２５年（フ）第３５１号**
愛知県安城市小川町金政124番地　スカイタウン21―202
債務者　原田　浩一
1　決定年月日時　平成25年９月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月13日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係
**平成２５年（フ）第４３８号**
さいたま市岩槻区大字裏慈恩寺1098番地41
債務者　高橋　祐輔
1　決定年月日時　平成25年９月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月14日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係
**平成２５年（フ）第７５４号**
埼玉県上尾市柏座１丁目３番22号　柏座コーポ203
債務者　桑原　四郎
1　決定年月日時　平成25年９月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月14日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係
**平成２５年（フ）第８１９号**
さいたま市大宮区天沼町１丁目621番地197　エムズフラット102号
債務者　臼井　篤史
1　決定年月日時　平成25年９月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月14日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係
**平成２５年（フ）第８２８号**
埼玉県北本市北本３丁目120番地、旧住所埼玉県北本市本宿８丁目88番地
債務者　岡屋　友夫
1　決定年月日時　平成25年９月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月14日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係
**平成２５年（フ）第８３３号**
さいたま市北区宮原町４丁目62番地９　第二島村荘102
債務者　神田　智久
1　決定年月日時　平成25年９月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月14日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係
**平成２５年（フ）第９７２号**
埼玉県川口市飯原町４番15号
債務者　栗原　朱音
1　決定年月日時　平成25年９月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月14日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係
**平成２５年（フ）第１０４２号**
埼玉県加須市久下1688番地
債務者　野本　理一
1　決定年月日時　平成25年９月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月14日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係
**平成２５年（フ）第３９２号**
埼玉県吉川市平沼１丁目３番地４　ファミール吉川105号
債務者　杉野　忠男
1　決定年月日時　平成25年９月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月14日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係
**平成２５年（フ）第４５８号**
埼玉県狭山市狭山27番２号、前住所埼玉県狭山市柏原3256番地の14
債務者　笠原　隆義
1　決定年月日時　平成25年９月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月14日まで
さいたま地方裁判所川越支部
**平成２５年（フ）第４６８号**
埼玉県坂戸市東坂戸１丁目４番303号
債務者　佐藤　信幸
1　決定年月日時　平成25年９月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月14日まで
さいたま地方裁判所川越支部
**平成２５年（フ）第４７２号**
東京都東村山市萩山町２丁目２番地　萩山団地７―911
債務者　笠原万佐好
1　決定年月日時　平成25年９月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月14日まで
さいたま地方裁判所川越支部
**平成２５年（フ）第２５号**
埼玉県秩父市上町１丁目２番７号
債務者　黒沢　文夫
1　決定年月日時　平成25年９月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月14日まで
さいたま地方裁判所秩父支部破産係
**平成２５年（フ）第１２０号**
千葉県銚子市南町34番地
債務者　小坪　徹夫
1　決定年月日時　平成25年９月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月14日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係
**平成２５年（フ）第１２８号**
千葉県山武郡九十九里町藤下948番地
債務者　田中　紀行
1　決定年月日時　平成25年９月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月14日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係